

監査報告書

2023年5月9日

学校法人 山陽学園

理事長 谷本欣也 殿

評議員会議長 殿

学校法人 山陽学園

監事 三宅修 

監事 岡本反美 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人山陽学園寄附行為第15条の規定に従い、学校法人山陽学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

以上